

(資料提供)
令和4年10月14日
課名 食品生活衛生課
担当者 柳本
電話 082-513-3104
内線 3102

食中毒警報の解除について

令和4年6月21日(火)に発令した食中毒警報を、本日(10月14日(金))10時に解除しました。食中毒警報の発令日数は、115日でした。

- 1 食中毒警報の発令期間：6月21日(火)～10月14日(金)
(発令日数：解除日は含まず。)

2 発令期間中の集団食中毒発生状況※

	警報発令日数	事件数	有症者数	発令期間
令和4年度第1号	115日	1件	11名	6月21日～10月14日
令和3年度第1号	131日	2件	27名	6月9日～10月18日
令和2年度第1号	114日	0件	0名	6月9日～10月1日

※広島市、呉市、福山市を含む(有症者6名以上)

3 集団食中毒発生状況※(1月1日～10月14日)

	事件数	有症者数
令和4年	5件	60名
令和3年	3件	38名
令和2年	9件	173名

※広島市、呉市、福山市を含む(有症者6名以上)

4 解除に至った数値(前3日間(10/11～10/13)平均)

区分	気温(℃)		湿度(%)		不快指数	判別値 (0.0550未満)
	平均	最高	平均	最大		
	18.2	23.2	55.0	74.0	63.1	-0.4685

【警報の発令基準】

大阪管区広島地方气象台で観測された各日の気象条件(最高気温、平均気温、最大湿度、平均湿度)の判別日前3日間の平均した数値を用い、次の式によって計算した値が原則として「0.0550」以上となったとき発令する。

$$-2.4998 + (0.1456 \times \text{最高気温}) + (0.0096 \times \text{最大湿度}) - (0.0326 \times \text{不快指数})$$

報道機関へのお願い

食中毒警報が解除されても、食品の取扱いが悪ければ食中毒は発生します。今後も、食品の取扱い(食中毒菌を『つけない』・『増やさない』・『やっつける』)について十分注意するよう、県民への啓発をお願いします。また、食中毒警報発令期間中のご協力ありがとうございました。